

平成22年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月7日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第4号 定期監査結果の報告について	3
議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第7号 諸般の報告について	4
報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について	4
議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につ て	4
議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定 について	4
議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を 変更する協定の締結について	10
議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について	11
議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	11

予算審査特別委員の選任	17
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	17
散 会	18

第2日 6月9日（水曜日）

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
一般質問	21
仙海直樹議員	21
田中元議員	26
三輪正議員	33
散 会	38

第3日 6月11日（金曜日）

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	40
欠席議員	40
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
職務のため議場に出席した者の職氏名	40
開 議	41
議事日程の報告	41
議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	41
議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	41

議案第 36 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 1
議案第 40 号	柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を 変更する協定の締結について	4 1
議案第 37 号	出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	4 3
議案第 38 号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	4 3
議案第 39 号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	4 3
陳情第 7 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情につい て	4 3
議案第 41 号	平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について	4 5
議案第 42 号	平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	4 5
発議第 2 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について	4 6
議員派遣の件		4 7
委員会の閉会中継続調査の件		4 7
閉 会		4 8
署 名		4 9

平成22年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期	日	曜日	会 議 内 容
6月	7日	月	本会議第1日目（招集日）
	8日	火	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
	9日	水	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
	10日	木	休 会（議案調査）
	11日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(6 月 7 日)

平成22年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成22年6月7日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第4号 定期監査結果の報告について
- 第 4 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について
- 第 5 議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 6 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第 7 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第15 議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成22年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、6月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りいたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、田中政孝議員及び4番、諸橋和史議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの5日間に決定いたしました。

◎議会報告第4号 定期監査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第4号 定期監査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり定期監査結果について報告がありました。

◎議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第6、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

議員派遣の結果について報告いたします。去る5月18、19日に開催された第35回町村議会議長、副議長研修会に中野勝正副議長から、また去る5月28日に開催された第31回町村議会広報研修会について宮下孝幸議員からそれぞれお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中川正弘） 日程第7、報告第3号、繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配りましたとおり報告がありました。

◎議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第34号、35号につきまして関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

昨年6月に行われた民間育児・介護休業法の改正により、人事院も同じ趣旨で公務員においても措置するよう意見をしております。改正の背景には急激な少子化に対応するため、男女でともに子育てを担うことにより、仕事と家庭との調和のとりのしやすい勤務環境の整備を図ることにねらいがあります。

このたびの改正により、配偶者が育児休業する場合においても、つれあいの職員が育児休業、育

児短時間勤務、さらに育児時間の承認を受けることが可能になるほか、子の出生から妻の産後休暇の8週間内に既に育児休業を取得した職員においても、再度育児休業を取得することができるようにするものであります。

議案第34号の育児休業条例におきましては、基本部分を改正しておりますが、それに関係して議案第35号の勤務時間、休暇条例におきましては、育児休暇のための早出、遅出勤務の承認を可能とし、また深夜、時間外勤務の制限などのための改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足をさせていただきます。

基本は昨年6月に民間の民間育児・介護休業法の改正からきております。今回の国家公務員また地方公務員につきましても同様の措置というふうなことでこのたびお願いしているものでございます。

内容につきまして、資料の一部改正の概要でお示ししたとおりでございますが、育児におきまして今までは片親が育児休業をしている場合、一方のつれあいは育児休業はできませんものでしたが、このたび可能としたものでございます。また、妻の産後の休暇中に夫が育児休暇をとった場合、その後は夫が育児休暇をとれなかったものを、今度は可能にするというふうにしたものでございます。

また、既に片親が育児休業をしている場合、そのつれあいが短時間の勤務や部分休業が可能となるというふうなものでございまして、両親が同時に育児時間を家庭で持つことが可能になるというふうなものでございます。けれども、いずれの場合も産前産後を除きまして休む部分の給与カットというふうなことになります。

また、現在役場におきましては、これ参考までですが、育児休暇中の者は今2名でございます。

施行日につきましては、民間育児・介護休業法の施行とあわせたというふうなことで、今回の施行というふうなことになってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 確認だけさせていただきたいのですが、今の育児休業の場合は生まれた子供だけでなく、例えば兄弟がいて、兄とか姉がいた場合にそのための休暇、例えば簡単に言えば学校の行事に参加するとか、そういうのもこの対象の中に入るのですか。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） このたびのものは子供を中心に考えておりますので、途中でのポイント的な1日、2日という部分の育児休暇というのは当然承認行為が絡んでまいりますので、期間的には

長いものを想定していますので、通常私らの場合ですと年次有給休暇というふうな対応で行っております。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕。

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第34号及び議案第35号は総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第36号につきましてご説明を申し上げます。

地方公務員法第25条では職員の給与は法律または条例で認められた場合を除き、その全額を支払わなければならないと規定されております。このたびの総務省による全国的な再確認が行われましたが、本町におきましても条例の規定なしに慣習として給与天引きをしていた事例がありましたので、実態にあわせてこのたび条文を追加整備するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきますと、総務省が本年の4月に全国の地方自治体を対象に調査を行ったものでございます。本町、本県も含めまして全国で約700弱の自治体におきまして給料から天引き、チェックオフというふうに言いますが、条例に定めないでしているケースがあったというふうなことで、慣習的に天引きしたというふうなケースでございます。このたび本町におきましても、実態に合わせまして条例に規定するというふうなことでございまして、職員の組合の組合費、それと市町村職員共済組合から貸し付けを受けている職員もおりますが、その弁済金、この2つについて今回の条例の中に規定をさせていただくというふうなことでございまして、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号は総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第37号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税につきまして、被保険者の所得総額、被保険者数などの資料をもとに試算を行い、課税あん分率、軽減額の改正を行うものであります。これによりまして課税区分ごとの税率は若干上昇することになりますが、1人当たりの平均賦課額についてはほぼ前年度程度の負担割合となっております。

また、改正内容につきましては、去る6月1日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明をさせていただきます。

国民健康保険では毎年度その年の運営予算に基づいて必要額を賦課総額、調定額として定めます。7月に本算定を行い、加入者の負担割合を決めますが、そのための課税あん分率の改正です。

資料3ページの一部改正の概要をごらんいただきたいと思います。表の上段にあります課税分のあん分率の改正ですが、応能割として所得割が50%、応益割として均等割、平等割が50%になるようにバランスのとれた負担割合とし、そこから条例第11条の保険税の減額勘案をし、各あん分率を算定しております。基礎課税分は前年度と比較して所得割が「100分の4.53」が「100分の5.12」になります。均等割は「1万7,500円」が「1万8,700円」に、平等割は「1万2,800円」が「1万3,600円」になります。これをもとに均等割、平等割の7割、5割、2割軽減額は表のとおりのであん分率となりますが、減額世帯の割合は52.2%、被保険者数の割合でも48.2%になります。金額Aから7割、5割、2割減額及び限度超過額の合計金額Bを差し引いた一番下の調定額ですが、前年度より若干高くなっています。

次に、下の段の後期高齢者支援金課税分についても同様に各あん分率を算定しますと、所得割は

「100分の1.96」が「100分の2.28」に、均等割は「7,000円」が「7,300円」に、平等割は「5,400円」が「5,800円」になります。これをもとに7割、5割、2割の均等割、平等割の軽減額を算出し、差し引きしますと、一番下の欄の調定額で前年度よりやはり若干高くなっております。

前段の基礎課税分と後段の支援金課税分をあわせて仮に医療費分ということで見ますと、1人当たりでは前年度「6万155円」が今年度「6万1,503円」になり、若干負担はふえますが、ほぼ前年度程度の負担割合となります。また、基礎課税分と後期高齢者支援金課税分は国保加入の75歳の方が後期高齢者に移行しても同じ世帯に属する国保の被保険者の保険税が急に上がらないように軽減する措置がとられております。これを特定世帯といいます。表中の平等割のあん分率は特定世帯以外の世帯で表記しておりますが、特定世帯についてはこの半額になります。

次のページは介護納付金課税についてです。対象は国保加入の第2号被保険者40歳から64歳です。あん分率では所得割が「100分の1.73」が「100分の1.99」に、均等割は「1万1,400円」が「1万1,800円」になります。これをもとに均等割の7割、5割、2割軽減は表のとおりですが、被保険者数の減額割合は44.3%になります。前年度に比較し調定額は若干上がっていますが、1人当たり負担額は前年度「2万405円」が本年度「2万189円」になり、若干ですが、低くなります。

次の5ページの表は、低所得者に対する減額割合を示しております。

それでは、16ページの改正する条例の新旧対照表をご覧ください。第4条は基礎課税額の所得割のあん分率の改正です。

第6条は、基礎課税額の均等割のあん分率の改正です。第6条の2は、基礎課税額の世帯別平等割のあん分率の改正です。17ページの第6条の3は、後期高齢者支援金等課税額の所得割のあん分率の改正です。第6条の4は、後期高齢者支援金等課税額の均等割のあん分率の改正です。第6条の5は、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割のあん分率の改正です。第6条の6は、介護納付金課税額の所得割のあん分率の改正です。第6条の7は、介護納付金課税の均等割のあん分率の改正です。

第11条は、減額割合ですが、18ページの第1号は7割、18から19ページの第2号は5割、その次の第3号は2割減額の均等割、平等割の改正であります。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第37号は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第38号 出雲崎国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第38号につきまして説明申し上げます。

このたびの改正は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成22年5月19日から施行されたことに伴い、特定健康診査等を規定する国民健康保険法第72条の5が条ずれとなりましたので、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例改正につきましては、6月1日に開催した国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第38号は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第13、議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第39号につきましてご説明を申し上げます。

現在町営住宅は51戸ございまして、135人がお住まいになっています。この51戸のうち役場下にあります以前東北電力の建物を購入したものでございますが、木造2階建て住宅2棟の老朽化が著しく、今後の継続的な使用に耐えない状況でありますので、町営住宅の用途を廃止するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは補足説明をさせていただきます。

資料22ページの新旧対照表をご覧ください。条例第3条の規定で設置してあります町営住宅の一覧でございますが、右側の欄、町営住宅Bタイプのうち、川西住宅2戸を削除する変更でございます。

次のページ、条例44条の5でそれぞれの住宅の家賃が定められております。このうち川西住宅Bの1、Bの2を削除いたしまして、あわせて管理番号を修正する変更でございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。

本町と柏崎市、刈羽村との公の施設の相互利用に関する協定につきましては、平成12年4月の協定から各施設の相互利用が可能となっております。直近の協定施設の変更につきましては中越沖地震の被災施設を再整備した平成20年6月の協定が最初のものとなっております。このたびの変更におきましても、中越沖地震により被災した柏崎市立東中学校屋外運動場夜間照明につきまして復旧しないということからの削除。また、柏崎市西山町の西山総合グラウンドの陸上競技場を多目的運動広場への名称変更。同じく柏崎市農村環境改善センターテニスコート、バレー兼用コートを災害復興住宅の駐車場として既に利用していることから削除するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足をさせていただきます。

柏崎地域と施設の相互利用協定につきましては、今ほどの町長の説明のとおり、平成12年から柏崎市、刈羽郡と本町の6市町村で協定を結んでいました。途中で小国町、高柳町、西山町の合併がございましたので、現在は残った3市町村で協定を結んでおります。現在の対象施設はこの改正後

に27施設というふうになります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第40号は総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第15、議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第16、議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号、議案第42号の各補正予算につきまして一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第41号の一般会計補正予算から説明申し上げますが、歳出から主な補正内容としたしまして、各款に共通するもので4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、また共済費など負担率の変更によるものを計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費では庁舎窓に網戸取り付けのためのサッシ枠修繕、購入費を計上いたしました。また、希望が増えております地域づくり推進事業補助金の追加。

2項徴税費では、前回のインターネット公売に申込者がいなかったために、再度利用料を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では中越沖地震の被災住宅の解体、再建により交付される被災者再建支援金の追加計上。更生医療給付費の追加、やすらぎの里進入道路災害復旧工事費補助金などを計上いたしました。

2項児童福祉費では、子ども手当支給事務関係費、放課後児童保育事業での座卓テーブルの購入費。町延長保育促進事業から県補助金の延長保育事業への事業組み替えを計上いたしました。

4款衛生費では、県単医療費の拡充に伴う電算システム改修費を、また産休予定の保健師の対応として臨時看護師経費を計上いたしました。

6款農業水産業費、1項農業費では町稲作研究会による自主精米施設の整備費、柿木地内の農村

公園防護柵の設置、上中条地区の用水管修繕、山谷地区のポンプ制御盤ボックスの更新、豊橋地区の用水管修繕の町単補助を計上いたしました。西越地区農村環境改善センターの外壁タイル修繕につきましては、追加の工事費を計上いたしました。

2項林業費では、県小規模補助治山2カ所、県単林道舗装3路線を新規計上いたしました。

7款商工費では、観光パンフ用の封筒印刷費を、また物産展の負担金、汐風ドリー夢カーニバルの負担金を追加計上いたしました。

8款土木費、5目住宅費では街並み重点地区の諏訪本町地内の土地の買収費、また海岸地区で検討している町営住宅のデザインコンペ謝礼を追加計上いたしました。

9款消防費では、昨年度末に地域活性化経済危機対策臨時交付金事業で町内7カ所に防災用備蓄倉庫を配備いたしましたが、今回はこの中に装備する物として簡易ボックストイレ、コードリールなどの非常用の物資、また棚、ガス発電機、障害者用簡易トイレなどを整備するものであります。

10款教育費の小学校、中学校費におきましては、本年度から教員が増員されたことにより使用するパソコンの購入費を計上いたしました。

4項社会教育費では、公民館事業として各保育園で英会話教室を実施しておりますが、小木之城保育園の対象園児が増えたことにより教室実施委託料の追加、また中山間六郎女地区の埋蔵文化財調査委託料を追加計上いたしました。

歳入におきましては、これらの歳出補正予算額に要する財源として、分担金、負担金、国県支出金、繰越金、町債を追加計上をいたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額5,403万9,000円を追加し、予算総額は32億8,090万円とするものであります。

続いて、議案第42号、国保会計補正予算につきましてご説明申し上げます。このたびの補正は、歳出1款総務費において県国保連合会で進めておりますレセプト審査支払いに係る次期システム導入に向けての町の電算システム改修に要する経費を、また倒産、解雇などによる離職者の保険税の軽減に伴う国保税賦課業務電算システム改修に要する経費等を追加するものであります。

これらの財源といたしましては、国県支出金、一般会計からの繰入金で措置しております。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ177万2,000円を追加し、予算総額を5億3,277万2,000円とするものであります。

なお、この補正予算につきましては、6月1日に開催いたしました国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただいているところであります。

以上、2会計につきまして一括ご説明をいたしました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、補足説明がありましたらこれを順次許します。

最初に、議案第41号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいま町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出154ページ、補正予算の事項別明細書の歳出からお願いをいたします。全体的に歳出、4月の人事異動に伴う組み替え、昇任等による影響のもの、また共済費の負担率変更に伴う額というふうなものを関係する各課に計上してございます。また、詳細な人件費の増減につきましては、170ページから174ページの補正予算給与費明細書に整理してございますので、よろしく願いいたします。

続いて、総務費関係でございます。155ページでございますが、財産管理費の中で消耗品の追加ということで、庁舎に網戸を1階、2階に設置をしたいというふうなことで43万円ぐらいを見込んでおるのですが、これは金額的に消耗品ということです。それと実は建物古いもので、サッシ枠に網戸がかかる溝がないもので、その枠を上、下になりますけれども、サッシ枠をつくるような形で修繕料を予算計上してございます。

火災保険料の追加につきましては、議案第39号で町営住宅の条例改正でお願いしております役場下の、これは7月から普通財産というふうなことで総務費のほうで火災保険料の計上というふうなものでございます。

それから、14節使用料につきまして、駅前広告案内用壁面使用料、前のうしおさんのところの1面借りているものでございますが、大変申しわけございませんが、当初で計上漏れしておりましたものを今回上げさせていただきました。

続いて、19節負担金補助及び交付金、これは地域づくり推進事業費補助金の追加分でございます。町長の説明のとおり最近要望が多くなってきております。当初6件、60万円予算に盛ってございましたが、既に要望を超えておりますので、このたび追加で4件分で追加計上させていただきたいというふうなものでございます。

続きまして、157ページ、民生費をお願いいたします。民生費、社会福祉費の1目の社会福祉総務費でございますが、町長の説明のとおり中越沖地震の被災者生活再建支援金でございます。半壊のお宅解体によりましてみなし全壊というふうなことで1件ございまして、追加で50万円計上しております。

あと障害者福祉費の扶助費の更生医療給付費追加、これは透析者1名の方が生活保護のほうに移られているということで、こちらのほうに計上しておるものでございます。

老人福祉費のやすらぎの里進入道路災害復旧工事費補助金につきましては、町単でございますが、30%の補助というふうなことで計上してございます。

続きまして、158ページお願いいたします。保健福祉事業費関係の臨時職員関係でございます。これは緊急雇用事業で65歳以上のひとり暮らしまた老老世帯などを対象にした特定高齢者の世帯と

いうふうなことで調査を進めているわけですが、それを台帳として整理するというふうなことで、今回緊急雇用事業を予定しているということでございます。

それと子ども手当関係は先ほどのとおりでございます。

159ページ、放課後児童保育関係備品、これは先ほどの町長の説明のとおり子供さんたちに対応できる座卓テーブルを今回購入させていただくというもの。

続きまして、160ページ、清掃費をお願いいたします。160ページの下側で町ごみ収集箱設置事業の補助金追加でございますが、当初4基分の予算を盛っておりましたが、すでに皆予算執行完了というふうなことで追加分で3基の計上をさせていただいたものでございます。

それと次のページ、161ページの農林水産業費の中の農業振興費、町長の説明にありましたとおり町精米施設整備というふうなことで、これ稲作研究会の自主精米施設の整備というふうなことで、町単でございますが、50%補助ということでございます。

そのほかその下の薬師堂地区の農村公園、これ防護柵の設置で町が事業主体でございます。

続いて、負担金の方は上中条地区の用水管の修繕、162ページの山谷のポンプ制御盤、豊橋地区の用水管の修繕、これはいずれも町単の補助事業でございます、30%補助というものでございます。

あと改善センター管理につきましては、当初で西越センターの外壁修繕の予算を盛っておりましたが、実際精査してみますと、躯体のほうも若干ひび割れがあるというふうなことで、当然、躯体のほうから直していかなければいけないというふうなことで、今回その分も追加計上させていただきました。

林業費、林業振興費の中の治山事業、この2件は川西、柿木でございます。県が60%、本人が10%負担で、町が30%の事業でございます。県単林道事業、これ3路線とも県費が45%、そのほかは過疎債を充当する予定でございます。今回は県単事業といいましても、柿木滝谷線これは350メートル程度、吉川滝谷線これも350、三島林道1号も200メートルというふうなことで距離が長くなっておりますので、過疎債の対象になるのではないかとということで、補助残については過疎を予定している。

7款商工費の観光費でございます。印刷製本は観光ハンプの封筒でございます。施設修繕料、これは心月輪1階サッシの戸車の交換。

それと、うまさぎっしり新潟観光推進協議会負担金についてですが、これにつきましては昨年は大観光交流年推進協議会というふうな形で協議会としての動きを行っておりましたが、ことしからはうまさぎっしりというふうな形をかえてということで、当初の予算6万円でございますが、それに4万円の追加というふうなことであります。それと新潟県人会大交流祭大物産展負担金、これはことしが新潟県人会創立100周年というふうなことで、朱鷺メッセでの大物産展の負担金でございます。あとドリー夢カーニバル実行委員会負担金につきましては、8月14日に予定されております

が、会場を天領から町民体育館というふうな動きの中で、会場が変わった中でさらなるにぎわいというふうなことで、昨年並みの負担金というふうなことで50万円追加して、全体で600万円の予算でお願いしたいというふうなことでの追加でございます。

続いて165ページ、土木費、河川費をお願いいたします。河川総務費、河川修繕料、これは普通河川、稲川集落の稲川の工事分でございます。

あと、住宅費の関係での用地買収費、諏訪本町地内の先ほどのものがございますが、215平米の買収で、予算上は平米当たり1万円の予算計上にしてございます。その下の住宅建設費のところのデザイン関係、当初20万円予算を盛っておりましたが、実際に今後動き出す中でコンペ対象として選定している会社、8社以上がというふうなことで当初の20万円にプラス30万円で50万円の中でコンペ経費を考えていきたいというふうなことでの追加でございます。

続いて、166ページ、消防費をお願いいたします。防災対策費の関係でございますが、町長の説明のとおり7カ所で防災用の備蓄倉庫を3月に配備をいたしました。年度末だったというふうなことで中身につきましてははまだというふうなことで、このたび非常用物資を整備させていただきたいというふうなことで、3カ所の消防センターにつきましては、ハロゲン投光器をというふうなことで、ほかの公民館関係とか町の改善センター関係は整備してあるのですが、消防センター3カ所には投光器がないのでその整備、あとコードリール。それと各施設に健常者用のボックストイレというふうなことでこれを配備をさせていただきということでございます。また、備品では障害者用の簡易トイレ、これは7カ所でございます。これは手すりつきで使い捨てではなく、がっちりしたものでございます。また附属の車いす対応ということで、テントもセットというふうなことでございます。あと消防センター3カ所では発電機というふうなことで、石油を使った発電機がほかの改善センター、公民館あるのですけれども、今回はプロパンガスを使用した発電機というふうなものを配備してまいりたいというふうなことでございます。3カ所ともガスが来ておりますので、プロパンガスのボンベで発電が可能なもので考えている。

続きまして、167ページ、小学校費でございます。パソコン関係につきましては、小学校費、中学校費とも追加で購入でございます。小学校につきましては教員2名が追加で配備になっておりますので、2台。中学校につきましては1名、1台というふうなことになってございます。

続きまして、169ページの文化財保護費をお願いいたします。これは中山間六郎女地区におきましての調査で、神条地内で土器の破片が発見されたというふうなことで、実際発掘調査に県の方々も含め、工事費の増員ということでお願いしたいというふうなことでございます。

保健体育費の講師謝礼につきましては、これはさわやか教室ということで保健福祉でやっていたものをこちらに組み替えて、事業組み替えということでございます。体育施設関係、同じく網戸というふうなことで、これも消耗品費で対応してございます。

歳入、151ページに戻っていただきたいと思います。分担金関係は小規模治山2カ所分の10%本

人負担の分の計上でございます。

あと下の方の国庫補助金の民生費国庫補助金につきましては、これ延長保育から事業変更したものでございます。内容的には変わりありません。県の補助金、特別保育事業補助金をこれ整備するものでございます。

153ページで県小規模補助治山、これ60%の補助の受け入れ、県単林道が45%の受け入れということでございます。緊急雇用がこれ100%で、3款の民生費の中での特定高齢者台帳整備分の臨時職員、全額でございます。

20款の繰越金、これにつきましては5月末で出納閉鎖をしております。実質収支につきましては9,300万円ちょっとというふうなことでございます。今回の財源調整の中で経済認定は9月になりますけれども、実際9,300万円ちょっと出ておりますので、繰越金で財源調整をさせていただき予定で計上させていただいた。

下の22款町債につきましては、林道改良3路線分のものでございます。

170ページには給与費明細書、あと175ページには起債の整備した一覧表をつけてございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 次に、議案第42号について補足説明がありましたら許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） では、続きまして国民健康保険特別会計につきましてご説明をさせていただきます。

歳出の補足説明をさせていただきますので、予算書の168ページをお願いできますでしょうか。168ページ、国保特会の1款の総務費、その総務管理費のほうでレセプト審査支払いシステム最適化改修委託料として122万円の追加の補正をお願いしております。これは今ほど町長のほうからの説明にございましたが、平成23年度から原則としまして医療機関が国保連のほうに請求するレセプトが完全オンライン化になります。それに対応いたしまして国保連のほうは全国統一システムの導入を進めているところでございます。別に次期システムといいます、その次期システム導入に伴いまして町が国保連のほうに提供しております被保険者のマスター等の改修が必要となりますので、その経費を計上させていただいております。

下段の方、2項徴税費でございます。これはさきに国民健康保険税の専決処分をしたところでございますが、今年度いわゆる解雇、雇いどめ等の非自発的失業者の国民健康保険税につきましては、一定期間前年度の給与につきましては100分の30ということで保険料の軽減措置が図られております。それに伴いますシステムの変更でございます。

5款の老人保健拠出金でございますが、これは前々年度の医療費の額の確定に伴いまして拠出金の額が決定いたしましたので、それに見合う追加補正でございます。

歳入につきましては、町長から説明があったとおりでございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号及び議案第42号の議案2件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号及び議案第42号の議案2件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時16分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

予算審査特別委員長に小林泰三議員、副委員長に田中元議員が互選させました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（中川正弘） 議案第41号及び議案第42号の議案2件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午前10時17分）

第 2 号

(6 月 9 日)

平成22年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成22年6月9日（水曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 仙海直樹議員

○議長（中川正弘） 最初に、2番、仙海直樹議員。

○2番（仙海直樹） それでは、私のほうから質問のほうさせていただきたいと思います。私も昨年5月、町民の皆様より選挙により当選させていただきまして、きょうで丸1年が過ぎたわけでございます。議員の諸先輩の皆様方にもいろいろとご指導いただきまして、そしてまたきょうはトップバッターという機会を与えていただきましたので、心より感謝申し上げながら質問のほう移らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、良寛様と書道を活用した町の活性化についてということで、私のほうから質問させていただきたいと思ひます。平成22年県議会2月定例会の一般質問で、良寛様を活用した観光誘客に連携して取り組むべきではと質問が出されました。県は、良寛様は本県を代表する人物であるとともに、重要な観光素材であると認識している。県としては多くの観光客に訪れてもらえるよう本県が良寛ゆかりの地であることを積極的にPRするとともに、周遊型観光が促進されるよう広域観光ルートの設定など地域間のコーディネートに努めていきたいと答えております。このようなことから県も今後何らかの動きをすすると思われますが、また既に動き始めているのかもしれませんが、当町では良寛心の書道展やことしはあすから良寛・耐雪・御風展を開催し、良寛様にちなんで町の活性化に努められておるわけでございますが、良寛誕生の地であることをさらにPRして、多くの観光客に訪れていただけるようにしていかなければならないと思ひますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海直樹議員さんのご質問にお答えをしたいと思ひておりますが、お答えをする前に去る5月25日、新潟市において開かれました商工会青年部、私の主張県大会で最優秀賞に輝かれ、いよいよ関東ブロックに県代表として出場されるという栄冠を勝ち得られたわけでございますが、大変町にとりましても名誉であり、また仙海さんから関東ブロック大会ではひとつ頑張つて優秀な成績をおさめられますように、心からまたご祈念を申し上げておる次第でございます。

良寛さんについてのご質問でございますが、申し上げるまでもなく良寛様は我が町にとりましては何物にもかえがたい最高の財産であり、宝であるということは申すまでもないところであります。また、日本、いや、世界に誇り得る良寛生誕の地として、私たち町も、町民も襟度を持って、誇りを持って臨んでおるといことは皆様方もご承知のとおりでございます。人間良寛、悟道良寛、いわゆる悟りの道を開いた良寛、芸術家良寛。これは、すばらしいものであり、ご承知のように私たち出雲崎町町民憲章にも良寛さんの心を心として、思いやりのある町づくりということで一生懸命取り組んでいるわけでございます。当然このようなすばらしい財産を町としてもまちおこしに活用させていただいておるわけでございますが、ご承知のように一昨年は東京で住友不動産のホールにおきまして良寛生誕250周年、実に予想以上のたくさんの皆さんがご来場されたという事実もございますし、また今仙海議員さんのご発言の中にもございましたが、ことしは良寛さん没後180年、しかも良寛さんを世に出した佐藤耐雪の没後50年、さらに良寛さんを世に広められた相馬御風さん亡くなられて60年ということで、あすからですか、良寛、耐雪、御風さんの特別展等もまた開催をされるということで、私たちも大いに期待もいたしておるわけでございますので、この辺をもちましても、さらにまた良寛さんというもののすばらしい財産に光を当てながら、今後に対してまいらなければならぬというように思っておるわけでございます。

また、具体的にはそれぞれのイベントも開催をしているわけでございますが、これからは良寛さんにゆかりのある燕市あるいは長岡市あるいは倉敷市あるいは柳津町さん、いろいろ機関とも連携を保ちながら、これから点から線、線から面へと良寛さんの持てるすばらしさを私たち町ではなくて、全国的に発信をしながら今後さらに良寛さんの偉業を私たちが、町民は特にまた理解をするとともに、広く一人でも多くの皆さんからご理解いただけるように努力をしてみたい。その辺につきましても皆様方のいろいろなまたご指導、ご理解をいただきたいというふうに思っておるわけでございます。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。私といたしましても全く同じ考えでございますので、そのように進めていただければなと思うところでございます。私といたしましては、やっぱり誕生の地というものが一番ではないかというふうに考えておりますし、ほかにはない出雲崎町だけに与えられた良寛さん誕生の地というところでございますので、その辺をまた全面に出してやっていただきたいというふうに、そういうふうに思っているわけでございます。昨年の12月定例会でも宮下議員さんのほうから観光発信ということで、歴史を生かし、発信することが観光の基本であると述べられておりますが、良寛さんについても全くそのようなところであると私は認識しているところでございます。

私も先日良寛記念館のほうにちょっと足を運びまして、見学してきたわけでございますけれども、平日の午後行ったのですけれども、それにもかかわらず多くの観光客の方が次から次へと入ってこ

られて、大変にぎわっていたわけでした、ああ、いいことだなというふうに思いました。その後上のほうの良寛と夕日の丘公園ですか、そちらのほうにも登ってみて、景色のほうも一緒に見てきたのですが、そこにも観光客の方いらっしゃるにぎわっているなというふうに感じたのですが、その中でちょっと1点気になったことがございまして、この場をかりてお願いしたいところなのですが、この時期といいますか、この先あそこら、あのあたりの草の丈が伸びてまいりまして、せっかくの眼下に見える妻入りの家並みがちょっと見えづらくなっておるのです。転落防止のためにさくがしてありまして、その先に約1.5メートルから2メートルぐらい平らな場所がありまして、その先ががけになっているのか、恐らくコンクリートでとめてあるかと思うのですがけれども、そのすき間のほうから草が伸びているのではないかなというふうに私思っているのですが、調べていただきまして、除草できるところが、可能であればしていただきたいと思いますので、さくのところとその周りのところはきれいになっておるのですがけれども、その先の落ちたところがちょっと危険のために手がつけられないのか、それともどうかというところちょっと調べていただいて、せっかくですので、家並みが見えるような感じにさせていただけるとありがたいというふうに思います。

良寛心の書道展につきましても、1つの案といたしまして、展示会場を公民館から心月輪のほうに可能であれば移していただいて、こちらのほうにお客さんが来れる。また、いらした方がここでもそういったような書道展をやっているのだなというような感じで、良寛記念館、心月輪あたりの活性化ができるような感じで書道展の場所もちょっと考えて、今回あすから始まる良寛・耐雪・御風展なんか心月輪とか利用されてやっているわけですので、そういった書道展なんかまたこっちのほうにご検討なされて、あの辺の活性化に努めていってはいかがかと思うのですが、その辺は町長、どのようにお考えでしょう。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今仙海議員さんのご指摘にありましたように、夕日の丘の展望等々に若干そこが茂って見えにくいというご質問でございます。私たちも時折登って、丘に上がってみますと確かにそういう点が考えられ、かつては樹木が伸びたところを切ったりしたこともあるわけですが、その辺につきましても改めてまた検証させていただいて、眺望等にかかわりがあるところはちょっとまた確認したいと思えますし、今課長のほうから草刈り等についても指示はしてあるという話ですが、町としても行っているわけですが、きょう老人クラブの皆さんからおいでいただいておりますが、ボランティアで年に数回草取り等もしていただいているということで、本当に感謝をしながら、よりひとつ景観整備に努めてまいりたいというふうに思っています。

2点目の今公民館のロビーに書道に、特に良寛さんにちなんですばらしい書道の掛け軸がかけられておりますが、私もそれを眺めながら思わぬ人がすばらしい書を書いておられるということで、改めて感嘆をしながら何回も見させてもらっている。あれはロビーですので、大勢の皆さんから目にとめていただくということであそこを利用しているということでございますので、これも意義が

あろうかと思いますが、今心月輪あわせてどうかというお話でございますので、特に明日から始まるそういう催し物等には、そういう町民の皆さんの良寛に寄せる思いをすばらしい書に託されているというものはやっぱり同時に見ていただくということも大切だかなというように思っていますので、その辺もまたスペース等も考えていただきながら対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。せっかくの機会ですので、私も改めてひとつ皆様方とともに認識をしたいと思うわけでございますが、私はいつも中央公民館の畳の大広間、大きな部屋に行きますと常に、あれは加藤僖一さんですか、書かれた書は。「この里に手毬つきつつ子供らと遊ぶ春日は暮れずともよし」と、これは私やっぱりすばらしい詩歌だと思っております。私は、やっぱり良寛さんは観光面の発信もさることながら、やはりこのように子供らと遊び、そして一介の托鉢僧とし、あるいはまた生きとし生けるすべてのものに慈愛の心を持って接しられた良寛の精神というものを私は今この時代の厳しい流れの中で、改めて良寛さんの生きざまを、原点を見詰め直して、その精神的な面の私は良寛さんのすばらしさをお互いが共有するような形の中で進めていくべきではないかなというふうにも考えておりますので、そういうこともあわせながら物的面と環境面とか、あるいはまた精神面とか、あらゆる面をひとつ掘り起こしながら対応してまいりたいというふうに思っているわけでございますので、またそのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そんなことで、良寛様と書道を活用した町の活性化のほうで質問させていただいているのですけれども、良寛様といえばもちろん書が有名です。町長今おっしゃられたようにほかの分野でもいろいろ、そういった人間性の部分でももちろん有名ですし、尊敬なさっている方も多くいらっしゃいますが、そんなことからこの書道を活用して町の活性化につなげられないものかということでお伺ひしたいのですが、私も余り書は上手とは決して言えないですけれども、ここ数年高校生の書道部の人口が増えておまして、これはまたパソコンの普及などで字を書く機会が減ってきて、ふだんの生活で筆に触れるようなことが少なくなって、それがまただからこそ書が新しいものに若い人には映っているというような、そんなのがまたそういったような要因ではないかというふうにも言われているわけなのですけれども、そしてまた書の甲子園とか、あるいは書道パフォーマンスというような形で、大きな紙に大きな筆を使って書く書道が活気を帯びているわけでございますが、そのきっかけとなっていますのが映画の「書道ガールズ」というので、これ女子高生が書道でまちおこしをしたという実話をもとにした映画でございますし、NHKの連続ドラマのほうでも「とめはねっ！」というドラマございまして、その中でも良寛様の書が重要な場面でまた登場しております。重要というのは、主人公の女子書道部員が良寛様の書いた書を見せられて、その中にある風という字があるのでございますけれども、その字を見て、この風は良寛さんはどんな風を感じて書いたのかという

ようなやりとりがあるのですけれども、その風という字がそよ風だったということとその書から女子高生は感じ取ることができたということで、良寛さんとの心が通じ合ったという、そういったようないい場面がありまして、これは原作のテレビの話でございますけれども、書を志す皆様にとっては良寛様という方はもちろんだれでも知るところでございますし、このようにテレビに出ますとそのPR効果というのはまた絶大なものがあると思いますし、教育課の方はご存じかと思うのですけれども、出雲崎町のお子さんでも大きな書道パフォーマンスというのがやりたくて新潟市のほうの高校に進学された方も、この4月から通っていらっしゃる方も、生徒もいるわけでございます、この良寛誕生の地である出雲崎町でこのような書道イベントや大会等を企画してみたいかかと思っているわけでございますし、あわせて良寛様に関する当町の歴史を学んでいただき、町の活性化につなげてはいかれないものかというふうに考えております。高校書道部のほうも合宿とかも行っておりますので、そういう合宿の地として良寛誕生の地である出雲崎町に来ていただけるように働きかけることはまた可能なものかということも思っておるわけですが、合宿といえば当町は絵のほうで東京芸術大学の大学院の皆さんや筑波大学の皆さんスケッチを行って、やっておるわけですが、書道部の合宿の地として、あわせて良寛さんを学んでいただいて、良寛様に関心を持つ世代の底上げのきっかけの一つになればとも考えておりますので、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのご質問ごもっともだと思うのですが、私はやっぱり基本的にはまず隗より始めよという言葉がございますが、他に呼びかける前にやはり町民各位、子供さんを通じ、老若男女を通じながら書というものに対する大きな関心を引き起こしていただいて、その全町的ないわゆる大きなうねりが他にやっぱり伝えられた中でよし、出雲崎町へ行こうかというような、私やっぱりそういう1つのプロセスというものを必要とするのではないかというふうに私も考えております。そういう意味で、今出雲崎町におきましても、良寛の書に関しまして小学校、中学生生徒の良寛さん心の書道展というようなものも開いておるわけでございますし、また良寛さんの漢詩をテーマにした先ほどちょっと申し上げましたが、サークル活動で本当に思わぬ人たちが勉強されならそういう書に親しんでおられる。あるいは、先ほどもちょっと申し上げたのですが、八ツ手あるいは西越改善センターの秋のレクリエーション大会等にも子供さんを初め皆さんが良寛さんにちなんだすばらしい心のこもった書を書いて出しておられるということで、本当に私も感激をしているわけでございますが、私もふだんは余り筆を持たないのですが、やはり敬老会の色紙とか、あるいはまたコミュニティーの完成したそのところに看板とか、いろいろなものを書かせていただいています。全く字は下手ですが、しかしやっぱり書というものは、私もやっぱりさて、こー一番書を書こうというときの気持ちの精神統一というものは、これはやっぱり緊張感と何となくふだんの生活の中で取り入れられないようないろいろな意味のプラスアルファというものがあるなど。書いたものは余り、下手ですけれども、やっぱり書は下手よりも心のこもった、仙海さんうまいと思いま

すが、心のこもった書というのが私やっぱり大事ではないかなと思っておるわけでございますので、確におっしゃるとおりでございますので、新しい試みになると思いますが、書を通してそういう今ブームまき起こっている。そういうことで先ほどちょっと申しましたが、良寛さんの心を伝承する意味においても、今おっしゃったような大会等をどのような形で開いたら集まっていたのかというようなことについてもご提案もございますので、これ簡単にドラマで伝えられているように、また単なるそういう1つの形、1つのルールだけではできないものもあろうかと思えます。そういう面はそういうやっぱり識者なり、あるいはまた書に親しんでいる皆様方等のご意見とか、また客観的にそういう書を通しての、今仙海さんがおっしゃるような大会等の開催がどうあるべきかというものをしっかりと練り上げた中で、また新しい新機軸、町を売り込み、良寛さんの心をご理解いただけるような、そういう機会をやっぱり構築していく必要あるのではないかなというような考えもございますので、ご提案もいただきましたので、またそういうグループの皆さんなり識者ともよく連携をとりながら、そういう1つの大会が開かれるならばどのような形でできるのか検証しながらまた進めてまいりたいというふうに思っていますので、また皆さんのほうでもそういう具体的な参考事例がございましたらお聞かせいただきながら対応してまいりたいというふうに思っているわけでございますので、またよろしくひとつご理解いただきたいと思えます。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 大変前向きなご答弁ありがとうございます。また、ぜひ合宿の地ということで、そういった高校なんかにも働きかけて出雲崎町に来てまたいただいて、あわせてまた良寛の心を学んでいただくというような、またそういう方向もあわせてお考え願えればありがたいと思えますし、先ほど私、書がうまいというふうに町長から言われたのですが、通告書を見てもらえばうまいかどうかというのはすぐわかりますので、お願いしたいと思いますし、また最近ではいろんな自治体でさまざまなイベントで町の活性化に皆さんいろいろつなげておるわけでございますから、出雲崎町のほうといたしましてもまたよそが先にやられてしまったなというふうなおくれをとらない意味でもぜひ前向きに考えていただきたいと思えますし、良寛様誕生の地というまたほかにはない出雲崎町だけのものがやっぱりありますので、その辺のほうもこういったブームなんかにあわせて、またぜひ観光協会のほうとも連携してやっていただければよろしいのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

以上で私質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇ 田 中 元 議員

○議長（中川正弘） 次に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） それでは、私のほうから宅地の分譲、造成についてのことについて町長のご意見を伺いたいと思えます。

最初に、断っておきますけれども、通告書の中に「5回」とあるのは「6回」の間違だったそうでございますので、「6回」に訂正させていただきますが、それでは質問させていただきます。出雲崎町においては、過去6回にわたって宅地の分譲に力を入れ、現在までに全部完売しておるわけでございます。そこには住宅が建ち、新しい団地では、普通の行政の地区であるところよりも活気がみなぎっているのは現地調査してよくわかるわけでございます。今回また海岸地区、石井町地内の旧郵便局跡地で分譲住宅の計画がございます。

そこで、町長にお伺いたしますが、今後において分譲する住宅団地の造成のお考えがそのほかにあるかということでございます。住民の方の中にはうちは建てたいのだが、宅地がないというようなことで、他の市町村に宅地を求められ、町を出ていかれる方が多いとは言いませんけれども、継続的にあられるようでございます。地元で求められたら求めたいと考えているのも本音だそうでございますので、その辺で私が今申し上げたいのは特に海岸なのですが、延長3.4キロ、約4キロ近い北国街道の空き家と空き地の対策でございます。この空き地、空き家を集合させることによって宅地の造成を進めるのがいいと考えますが、現在生活している住宅等もあるわけでございますので、事情の難しさもわかりますし、町が不動産に対する取引云々ということは簡単にできないことも承知しております。しかし、観光立町のためにも妻入りの街並の景観そのものというのは大事にしなければならないということの中で、海岸地区の宅地造成というのは難しいと思いますが、その辺について町長がどのようにお考えになっているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えしますが、住宅団地の分譲事業につきましてはこれまでも今ご質問の中にもございましたように多くの議員の皆さんからご質問をいただいております。ご承知のとおり平成3年の1月から川東第1団地を初めといたしまして、それぞれの分譲団地を造成しながら売り込んでまいったわけでございますが、今回のてまり団地あるいは川西第2期団地の分譲まで、6回にわたりまして158の区画を完売をしております。町内の方が66区画で42%、県内の方が69区画、44%、県外の方が23区画、14%。これは、優良な団地を造成したことによりまして町民各位の、今議員さんのおっしゃった町外の流出、あるいは新しくまた町外からおいでをいただいで非常に効果があり、そして今その団地には一番やっぱり子供さんたちが喜々として遊んでおられる姿、これはすばらしいなというふうに感じているわけでございます。

現在分譲地、てまり団地、これ前に前の企業が売り出したときに区画を買ったわけでございますが、これが1つ、もう1区画残っておるとというのが現状でございますが、今のところあと全部完売をしているというような状況でございますので、私も基本的にはやっぱり今後の今おっしゃるような対応として手持ちの区画が必要だというふうに感じております。今川西の第2団地、これもどうなるかなとは憂慮しておったのですが、速やかに完売いたしまして、ほとんど住宅が建つというような状況でございますので、もう少しちょっと状況を見ながら、あるいは今ちょっとまた景気環境

も上向いたかなと思いつつも、また今ギリシャ問題とか、いろんな欧州における金融不安説という
ようなことの中で景気が非常に動きつつあるということがございますので、若干その辺の状況を見
守りながら今後に対処してまいりたいというふうには思っているわけでございます。ご承知のよう
に他の市町村においては住宅団地の造成をしても売れなくて、今四苦八苦しているというのが現状
でございます。当町は、幸いにいたしまして完売をしているわけでございますが、今後そういう面
も十分考慮しながら、やはりつくった以上皆さんからおいでいただけるような優良団地であり、あ
るいは環境もよし、あるいは価格も手ごろなものでなければならないというふうに考えております
ので、その辺のことも十分また検討しながら今後に対処してまいりたいというふうに思っておいま
す。

これ一問一答ですが、全部ひとつ答弁させていただきますので、その後ひとつまたご質問いただき
たいと思っています。海岸地区の今問題にも波及されておるわけでございますが、ご承知のように
今石井町、これも議会の皆さんからひとつまた結論出していただくわけですが、一応当面4区画、
4棟これは町が建てて、若者の皆さんから来ていただいて、最終的には売ってもよしという体制の
中で進めたいというふうに思っているわけでございますが、海岸地区につきましては今ご指摘のご
ざいしましたような空き地等、あるいは既存の住宅等々の併合をあわせながら団地造成はどうかとい
うことでございますが、これも現実的にはなかなか厳しい面もございます。ございますので、その
辺は状況を十分判断をして、あるいはある程度あいているところがありましたら、場合によっては
その価格についても手ごろであり、今言われますように分譲できる可能性があるとするならば町と
しても先行取得するとか、いろんなやっぱり対応の仕方があると思うのです。そういう点は十分ひ
とつまた考慮しながらやっていきたいというふうに思っています。海岸地区につきましても今回の
議会でご提案申し上げておりますように、空き地の中に他の皆さんが持つておる。これがちょっと
所有権等々の移動があるとせつかくの土地が有効に生かされないというような観点から、今回補正
で対応し、町が買い取るというような方法を進めております。そういうような状況判断をしながら
今後に対処してまいりたいというふうに思っています。

基本的には、申し上げておきたいと思うのですが、今までのように30区画、20区画と大きな区画
造成ではなくて、やはり私はより現実的につくったら必ず売れる、またそこへ住んでいただける
というような状況判断をするためにも随所随所その状況なりいろんな人の、皆さんのニーズもしっか
りとかみ取りながら場所の選定なり、区画も20、30ではなくて、少しずつつくりながら状況判断
をし、入居いただいたらまたさらに造成をするというような基本的な考え方で進めてまいったほう
がいいのではないかなというふうに思っておるわけでございますので、その辺のことにつきまして
もまた皆様方のご所見、あるいはまたいろんな知恵を出し合って、これやっぱり住宅団地分譲する
ことによって、この町も相当の先ほど申し上げました定住人口も増えているわけでございますので、
私はやっぱり今後もこれは基本的には進めるべきだというふうに考えています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今町長のほうからご答弁いただきました。私の突っ込みが悪いのか、実は私は視点はやはり今せっかくある妻入り景観を、歴史の町と北国街道という中で、検討委員会とかいろんな会合で検討しておるわけですが、実際に現状を見ると維持管理できなくて、高い金を出して壊していかれて、更地になるところがどんどん、どんどん増えているわけです。かといって、その方はどうするかといえば更地にしたまんまだというような状況の中ですが、これはほかの市町村は公社か何かを使って土地確保をやる場所もあるとは思いますが、実際に町がそういうことができないにしても、今町長がおっしゃる先行投資をして買えるところがあるならばということになりましたらやはりそういうところを買って上げていって、逆に言うとうちは建てたいけれども、下が借地でなかなか思うようにいかないというような方が今度逆にさっき言うように町外に出ていかれるというようなことになると、どう考えても大事な妻入りがくしの歯が抜けたようにどんどん、どんどん空き地が広がって、景観としてなかなか遇しないということになると思うのですが、やはりそういうのを調査をしながら町長のほうで先ほどおっしゃったある意味での先行投資というような考え方は、今のある空き地についてはどのようにお考えですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先行投資は、今まで町も進めた分譲団地につきましては、やっぱり先行投資を基本にやってきてまいっているわけですが、今海岸地区の妻入り景観を環境、そういう素晴らしい景観を維持しながら先行投資をどうするかというようなことになってまいります。せっかくの妻入りを壊されると。それを待ってくださいと、これについて町がどうしますというわけにはいかない。建物は、非常に老朽化して、これを町が買い取って維持管理しても、大変な投資になるわけですし、果たしてそのものが投資に見返る町のプラスアルファになるかということは、これ十分検討しなければならない。それは、やっぱり随所随所で状況判断をしっかりと見きわめて、少なくともそのものが財政負担になって、後々にいろんな意味で財政関係に大きな悪影響を及ぼさないようにしなければならない。土地開発公社も柏崎市、私たちは加入しておりますが、開発公社を通して先行投資というのは、これは経費がかかるのです。やはり利息面からもういろんな意味の手数料が大変なのです。私の町は今までそういう、住宅団地これだけつくりましたが、そういう開発公社なり、お金を一切借りない町の持てる力でやってきたというところに大きなプラスアルファあるのです。だから、私は公社等を利用しての先行投資はしないと基本的には考えています。これやったら大変です。私はしないと、したくないと思っております。やっぱり自分の甲羅に載せたものの中においていかにプラスアルファをつけるかということが基本ですので、私は先行投資、これは先行投資するならば町の持てる力の範囲内の中でいかに次なる将来に飛躍のできる、プラスになるような方策を考えていかなければならない。そういう意味で、海岸地区の問題につきましても、残念ですが、そういう取り壊しなりするものについて待ったをかけて、町がそれを取得して維持管理は、こ

れは到底ちょっと無理ではないかなと。逆に残念ながらそういう老朽化した、もう既にこの町に住んでおられない方々を取り壊されるならば、これはそれなりにご理解をいただいて、その後の空き地活用どうするかということになってまいりますれば、これやっぱり持ち主との関係もございませう。非常に持ち主の関係もこれ厳しいのです。今回補正を出しておる問題もちょっとタイミングを外れるとなかなか難しかったというような状況もございませう。だから、そういう面は時期を逃さず、的確に対応しながら取得でき、将来的にプラスになるとするならば先行取得もこれは考えていかなければならない。むやみに何もかにもあいたから、その土地を全部町が買う。これは、とてもできるものではないと。その辺の状況判断を誤らないように先行投資なりをしていかなければならぬというふうに思っていますので、議員さんのおっしゃることも十分考慮しながら、また皆さんからもそのような状況が生じたときにそれぞれ行動されて、どのようなお考えがあられるかということも打診をされることもこれまた必要ではないかと思っていますので、町だけではなく、皆さんとも力を合わせながらその辺の判断をしながら、誤りなきひとつまた先行投資もしていかなければならぬというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 私が申し上げたのは、宅地が壊される前に人をつくるのではなくて、あいた土地の活用をするための先行投資ということでございませうので、それは今町長のおっしゃったとおり確かに危険を伴うもの、あるいはリスクを背負って、後でどうにもならなくなるものもあるわけですが、実際にあいている土地自体にそういう可能性があるのであれば、町として状況判断というか、ここだったら買って置いてこうやったほうがいいよと。例えば今これからおっしゃる石井町の郵便局跡地とか、そういうものについては活用の可能性があつて先行投資をされたわけですし、今回それが生きることになるわけですので、そういうことは必要だと思ひます。やはり今、町なかにあるのはもう不在地主で、あいていてどうにもならないと。ただ、私がちょっとばかみみたいな話しするわけではないのですが、何しろ出雲崎町に生まれて出雲崎町に育つた方が都会に出て40年、50年たちますと都会の感覚になつてしまつて、出雲崎町の相場だとかそういうものが一切感じなくなつてしまつて、私も自分で実際におやじの遺産相続をした後でわかつたことなのですから、同じ兄弟でありながら感覚が全然違ふ。だから、やっぱり同じことだと思ひます。ですから、そういうようなことを考えますとやはりこっちで買い求めたい単価と向こうでおっしゃる単価違ふわけですから。そうなると、やっぱりそこに無理なリスクが出てくるとは思ひますけれども、やはりそれはそれなりに対応しながらできるだけそういう土地があればそこへ建てて、あいていくところはまた次の人たちがというようなことが考えられますので、そういうふうにしてできるだけ妻入りの景観を損なわないように。それで、まして今新しく建てられる方はどうしても近代住宅になりますので、建物の格好から妻入りにはなりますが、北国街道並みの妻入りがなかなか強制できない問題もあろうかと思ひますが、その辺はひとつまた町は町なりの行政の考え方で進めていただければと思ひます。

っております。

それで、一括でというお話でございますが、もしそういうような状況の中で海岸の取得が難しく、ある程度海岸で20、30の団地をつくるの、これ難しいのは百も承知していますが、今間口が2間とか2間半とかという狭いところを仮に3間、4間つければ、結局今まで6間、7間あったうちを3間くらいの妻入りできるというようなこともありますので、そういうことはできないということになるのであれば駅前地区で川東の第3団地とか、前からもいろいろわさもないわけではないのですけれども、今の第2団地の後ちょうどあそこに町のほうで橋をかけられました。広い橋かけられて、通行もよくなっておりますが、あの辺でよその地域と違って100の200のということではなくて、今町長がおっしゃったとおりたとえ順次やるにしても、10でも15でも20でもいいから、そういう団地の形成とか造成をしていって、流出人口の歯どめと流入人口の増加を図るという考えがあらわれますか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員さんの質問の結論的には、いわゆる第1、第2、川東第3団地の分譲というか、形成をする意思があるかどうかというお話でございますが、私としてはあります。ただし、これからは私はやっぱり土地の所有者に対しましてもかつてのような土地取得価格では到底対応できないと。今の農地における環境なりいろんな面、そういういろんな面を考慮して、やっぱり所有者の皆さんからもご理解いただいて、先ほど申し上げました。環境もよし、優良にして低価で、安い価格でできるだけやっぱり皆さんご理解いただけるような造成でないとこれからは団地分譲できないと私は思っていますので、これからはやっぱり地権者の皆さんのご理解をいただいて、かつてのような土地取得ではできない。そういうものもご理解いただきながら、川西、川東第3団地の造成をどう考えるかということになりますれば私はやっぱり前向きに考え、その区画数もかつてのような30、40ではなくて、試みに今どういう状況、販路がされるかということをしっかりと見きわめながら徐々に拡大をするという形がベストでないかなというふうに思っていますので、今すぐどうするかということではございませんが、徐々にそういう環境造成、そういう現実的な造成づくりを今からちょっと考えていくべきではないかと思っています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 前向きなお答えをお聞かせいただきました。正直言いまして、なかなか農家の方の田んぼ放す気持ちというのはまた違うものもありますけれども、現在の状況の中で言いますと田んぼの地価は物すごくでたらめなぐらい下がってしまっています。時によっては、場所によっては10万円、20万円という声さえあるところもあります。それは、決して辺地などところではないわけです。これは、確証でないのですが、実際に聞いてみますと反当たり50万円というともう買い手がないという状況は現実としてあります。それ以下となりますと、やはり仮に30万円で買ったとして、そうなりますと300坪ですから、そこで100坪で3分の1ですから、10万円です。100坪10万円で買

って造成して云々ということになると、町長のねらいになっている安価でいい土地というようなことも考えられぬわけではないです。ただ、それが農振除外をしていないと実際そういう値段が今出ている状況。それで、やはり農振除外するにもこれ大変なことがあるわけですがけれども、やはりそういうようなことも考えてもせつかくここまで単独で頑張ってきて、財政事情も町長のほうでは自信を持っておられる今の状況でございますので、前向きな中のお答えいただきましたが、さらに検討していただいて、やはり少しでも皆さんが住みやすく居やすい場所、出雲崎町というようなことが考えられるのです。

それと、これからひとつ考えなのは、これはどういうふうな格好になるかわかりませんが、ああいう住宅団地の中でやはり広くやるには住宅だけではなくて、他人というか、住宅者に迷惑がかからぬ程度の商店的なものも込めて買えるような分譲の仕方があるのではないかと思うのです。最後に、その点だけちょっと町長にお聞きしておきたい。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） おっしゃいますように今までの団地分譲につきましては、おっしゃるように商的なそういう施設は認めなかったと。ただ、1軒住宅に併用した美容室、これは状況判断をして、よしということにした。理解いただいているのですが、やっぱりこれからは今田中議員さんおっしゃるようにそういう制約なんか抜きにして、やっぱりそういう、特に団地あたりそういうものがあれば私やっぱり便利だと思うのです。だから、時代は変わっておりますので、そういうかつての制約はやっぱり除外すべき、取り払うべきだと私は思っています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 時間ももうそろそろ終わりでございますので、最後にいたしますが、今町長のおっしゃる前向きなお答えいただきまして、ひいてそれが広がれば逆に言えば今川東団地60区画住居されている方あるし、留守にされているうちもあるわけですがけれども、そういうところまでそういう考えを拡大されていかれるような前向きな姿勢というふうに私とったつもりなのですが、それだけ聞いて終わりにしたいと思えます。川東のほうで、もし次に変更でそういうようなことが考えられるのであれば、どのような対処されるかだけお聞きします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 質問の要旨は、今住宅分譲したところに建っておる住宅が住まいをしている人の中、空き家になっている対応どうするかというご質問かと思えます。そうですか。

○議長（中川正弘） 町長、着席ください。町長、着席してください。

質問者、1つお願いがあります。もう少し質問の論旨をはっきりと、聞く人にわかるようにご質問ください。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今現在川東団地で住宅というか、小屋みたいな建って、空き地みたいになっ

て困るわけです。そういうところに、もし仮にそこを建てかえて店舗的なものをつくるような場合は今までは許可できていなかったわけですが、そういうところのことも先ほどの新しいところでフリーに造成したところを売買するということになった場合には、旧のところは、そういうことができた場合の許可の仕方というのは同じ考え方でいいかということです。

○議長（中川正弘） 町長、わかりますか、質問が。

町長。

○町長（小林則幸） おっしゃることは、今分譲したところに小屋的なものを建てて、これはやっぱり制約があったわけです。5年以内に建てなさいと、そういうことでそういう対応しておられると思うのですが、それを今後どうするかと、新しい団地をつくったときにどう対応するかということですが、これはあくまでも私たちは分譲条件に沿ってお売りしたわけですから、持っている方はその条件を満たしているわけですから、私はもうこの土地は要らないと、あるいはまたどこかいい場所見つけたからということになればこれ別ですが、こちらのほうから積極的に対応はできない。それは、今後そういう希望される新しい団地なり、あるいは今の既存の団地の中でそういうものを建てて、個人的に交渉されて結論を出された場合には、町としてはそれを了としなければならないというふうには思っています。

○議長（中川正弘） よろしいですか。よろしいですね。

◇ 三 輪 正 議員

○議長（中川正弘） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） 私も先ほどの仙海さんと同じくちょうど1年になりまして、本当に新米議員でございまして、その間にも自分なりにいろいろ何を、どういうところに力を入れたらいいのかとかいろいろやりまして、またおかげさまで皆さんからもいろいろ要望もらいまして、町等にいろいろお願いしましたが、本当町のほうでいろいろ対応していただきまして感謝申し上げます。

それで、地域コミュニケーションの支援についてということでございます。私今八ツ手地区でございまして、例の中越沖地震以来非常に宅地等で移転されたりとかいうことで、集落によっては非常に戸数が少なくなって、なかなか集落の活動自体がもうできなくなってきているというふうなところもございまして。であるならば、例えば集落を超えた形で何集落か何かまとまって、そういったものをできないかというふうなことを考えているわけでございます。それで、私は今合併しました西山町、あそこの別山ですとか中川、坂田、それから石地、それとまた柏崎市の野田ですとか、そういうところへ行きましたら非常にあそこは地域のコミュニティーセンターというか、一生懸命活動やっておられます。出雲崎町も今まですべて何か大きな行事になると、大体もう町が一生懸命やってもらうと。あの方、住民は、ちょっとたまに見に行けばいいかというふうな感じでしたけれども、これからはやはり町主導と同時に地域ごと、そういったものを、場合によっては集落

の枠を超えたそういった活動についてもぜひ町のほうからいろいろ助言とか、また財政的な支援をお願いしたいということでございます。特にこの出雲崎町は、合併しない自立の町を選んだわけですので、出雲崎町が輝くにはやはり町ばかりではなくて、地域ごとにいろいろ活動するということがこの町のまたプラスにもなるかと思えます。柏崎市等行きますといろいろの郷土の資源を掘り起こしたりとか、また何か行事をやったりとか非常に活発にやっておられます。

今町のほうでは地域活動の支援ということで、5万円の助成から10万円と。それも、先日の議会でも非常に申し込みが多いというふうな話でしたので、それはそれとして、またもう少し枠の大きなそういった活動等についても今後またぜひ町等も考えていただきたいなと思っておりますので、町長さんのほうからその辺の考え方を伺いたいと思えます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのご質問にお答えするわけでございますが、地域のコミュニケーション活動となりますと大変分野も広がってまいっておりますし、またいろいろな思いなり、あるいは今ご指摘のございましたような非常に昔とはちょっと違った状況も生まれておるということでございます。かつては皆さん方もご承知のように、町内を中心にして昔ながらの神社のお祭りとか、本町におきまして昭和56年から平成14年まで、26回を重ねながら町民レクリエーション大会、これらもやってきたわけでございますが、最高で30チームも集まって、もう競い合っただけにぎやかにやったという今昔の感がいたしております。昨年までの生涯スポーツフェスティバル、現在の上、下の農環センター等々が中心になりまして、レクリエーション的な行事も行われておるといのは事実でございますが、かつての時代からはやっぱり後退しつつあるというのが現実ではないかというふうに私たちは認識をしています。こういう中に次なる自主防衛組織というものにもつながってくるわけでございますが、やはり数は少なくなっても地域力というかコミュニケーションを、お互いの連携を取り合うということが非常に大切ではないかなというように私は思っておるわけでございますので、今ご指摘のございました町づくり推進事業、これらも進めてまいりましたが、非常に皆さんから大きく活用していただいて喜んで、今回も当初予算よりもさらにオーバーして申し込みがあると。これは、うれしいことなのです。どんどんとそういう申請があれば、私たちは前向きに積極的に町としてもご協力申し上げたいということで、今回も補正をご提案申し上げているというようなことでございますので、今後ともこういう地域コミュニケーションの強化なり、いろいろな意味の行事が行われるとするならば、町としても積極的にひとつ協力申し上げたい。時には私は、やっぱりかつてのような町民一同が一堂に会してそれぞれのレクリエーション的なものを行って、終わりますと、そして地域へ帰って一杯酌み交わしながら、和気あいあいの中にお互いのまた人間関係を強めると。私は、やっぱり今のこの時点で考えますとこういうものも形を変えて、どうということが一番適切かわかりませんが、復活させるということも私はいいことではないかなと思っております。この辺もまた議会の皆さんなり、きょう傍聴しておられる皆さんでございますが、そういう皆さ

んの広くひとつご意見を聞きながら進めてまいりたいなというふうに思っておるわけでございます。

要するに地域づくり推進事業というものは、私たち町も、それは無限大に財政支出はできないわけですが、少なくとも意欲的に取り組みいただける、そのものに対する町としての前向きな姿というのはやっぱりそれなりにひとつ対応してまいりたいなということで、今後ともやっぱり地域力というものを必要とする今時代ですので、ご指摘のように積極的に町もご後援申し上げて、また地域の皆さんからもやっぱりそういうかつてのよき時代の復活というようなものも、私は今の時代に必要ではないかというふうに考えていますので、この辺のことの啓蒙もまたひとつ皆さんと相図りながら、町民各位のご理解を得ていただきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。

それで、どうしても今地域の活動となるとなかなかある程度男性の方が、ある程度の年配の方がどうしても主体でいろいろあるのですけれども、もう少しやっぱり女性の方とか、それと若い方。実際自分の集落もそうですし、地域というか、何々地域といってもなかなかこんな人がいたのかなとか、ほとんどすれ違いなのです。車でしょっちゅうすれ違って、もう全くわからないわけです。そういった方も今言ったようなこういうふうな活動を何かやることによって、おまえさんはこの者だったかねというふうな形を何とかつくってもらいたいなと思うので。

それと、先ほど申し上げましたが、柏崎市ですとか、長岡市ですとか、みんな今そういうコミュニティ活動一生懸命やっておりますので、またぜひその辺も町のほうと研究されて、今後何かの形であらわしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、自主防災組織の件でございます。今中越沖地震を契機にいたしまして、今自主防災組織ということが各集落ごとに組織されて、私もちょっと船橋のところですが、ちょうど総務課の総務課長さん、係長さん、担当の方から来てもらいまして、非常に懇切に説明していただきまして、やることによってこういうことがメリットもあるのですよと、つくることにおいてはそんな難しく考えることなく、とにかくつくることが大事なのですよというふうなことと同時に、消火栓の要望等も聞いていただいたりとか、消火器置いていただいたりとかいうことでありまして、実は先日ちょっと皆さんに大変迷惑かけましたけれども、ちょっと船橋のほう火事騒ぎがありまして、そのときに早速自主防災組織の方が一生懸命やられて、炊き出しですとか等対応されておったわけですが、今後その辺がどの程度今現在組織されているのか。そして、どんなふうな組織をされていないところについては呼びかけをされているのかその辺を伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 自主防災組織につきましては、今三輪議員さんのおっしゃったような平成16年

の中越大地震、あるいは19年の中越沖大地震、これらを契機にして自ら防災に関する組織として各地で徐々に結成されております。自主防災組織につきましては自助努力、まず自分自身で対応するということとあわせて共助、これはやっぱり今おっしゃる地域内の共助、そういう集落などでやっぱり助け合うというような力、そして公助。これは、当然行政がかかわりながら、積極的にそういうものに対する遺漏ないように万全を期するという今時代でございます。

この自主防災組織につきましては、現在世帯としては全町の組織率56%となり、今半分を超えておるとい状況です。説明に伺って、地域によって温度差もあることは事実であります、今後できましたらこれを100%目指して、町としては住民の皆さんのご理解いただけるように最善のひとつまた努力をしてまいりたいというように思っております。

また、今後の自主防災組織の活用、支援につきまして、私たちが出費が重なるようになること、そのような活動をお願いするという、そういうものではないのです。やっぱり自主防災組織というものは、先ほど申し上げましたお互いに相互扶助、助け合いというものを中心に考えるということ、この組織の本旨としているわけでございますので、できたらこれをまた皆さんからご理解いただいてひとつ進めてまいりたいというように思っておるわけでございます。自主防災ということを再認識してもらうよい機会だと思っておりますので、町といたしましても火災予防、あるいは防災を含めた各種の提案をさせていただきまして、どこまでできるか、地域の実情の中で。無理を強いることは、なかなかまた負担になるということで、とかく遠慮されることがございますので、自主防災組織をつくっていただいて、その中にここへ消火器、あるいはいろいろな施設を町として進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。例えば具体的に申し上げますと、集落内に緊急連絡先の一覧表の作成の支援とか、地域での防火水槽の点検、清掃の支援とか、あるいは消火栓からの放水訓練の実施、あるいは防災会役員の各種防災講座や研修会等々も進めていきたいというふうに思っておりますし、また全町民の皆さんから災害に備えての防災冊子等々もひとつ編集をさせていただいて配布をしたいというように考えておるわけでございますので、また先ほど申し上げましたが、組織率は50%を若干上回っているというような状況ですが、さらにこれを高めてまいるように最善のまた努力をしてまいりたいと思っておりますし、また地域のリーダーであられる議員さんからもこの辺のことについても積極的に中核になって働きかけをしてもらうということも大事ではないかなと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。

それで、まだ未組織のところもあるかと。私も議員として、機会があればいや、ぜひつくったほうがいいよと、そんな面倒に考えないほうがいいよということをお願いしております。

それと、最近非常にひとり暮らしの高齢世帯と申しますか、2人でも高齢だけの方ということで、実は中越沖地震のときもそこを巡回、当時は集落の役員さんが回って安否をしたとかしないとかい

ろいろあったのですが、あのときは消防団の方が一生懸命回っておられましたけれども、そういった要援護者の名簿がつくられたというふうに聞いておるのですけれども、その辺の活用方法ですか、今後また当然その名簿に余り希望されなかったという方もおられるというふうに聞いておりますけれども、その辺のいざ、例えば今現在急にこの前みたいな地震が仮に来たといった場合自主防災組織というか、そういった方がそういったこの前を教訓にしまして、どういうふうにそういうときは行動されるのか、その辺どういうふうに考えているとか、その辺ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） つい最近の新聞記事見て、私もちょっと驚いたのですが、去る2月26日来襲しましたチリ地震、この津波警報。この辺が青森、宮城、岩手3県発令されたわけですが、住民の皆さんに終わってからいろいろアンケートをとってみられた。勧告指示を受けて、避難をしたかどうかという調査をしたところ、これ新聞でも出ておるのですが、そういうものをうちは大丈夫だというので避難しなかった方も大変多くあったということですが、その中で最も私は思いましたのは今三輪議員さんがおっしゃった要支援者の中で27.5%以上の人たちが私たちは一切そういう避難勧告が出たときにも全然何もしてもらえなかったという回答があったという。私は、この記事を見まして、そうか、そういうこともあり得るかなと私は非常に関心というか、注意しなければならないことだと。しかし、それも要するにその要介護者を支援をする組織はどうなっているのか、この辺が問題なのです。どなたがそれでは要介護者の世帯の皆様方に、どのような形で手を差し伸べて避難のお手伝いをするかどうかというものがしっかりとしておらない。要するにそれを支援する皆さんの確保がなかなか難しい。だから、これをひとつ反省として、要介護者の所在等の名簿等の確保はこれももちろんですが、それを支援する人たちを手挙げ方式、どうでしょうか、この地域においてそういうときにお助けいただけるような、皆さんからひとつ名前を出してやっていただけないかというような方式を今とり始めながら、より組織の実態に即したものにしていきたいというような記事が、最近でした。記事に出ておったのです。これは、よそごとではないです。当町におきましても、特に海岸地区の皆様方お年寄りも多いわけですし、それを支援する皆さんの確保というものも私は大事ではないかと。だから、そういうただ名簿つくって、そういう要支援者がいるのだという、そういう確認をするだけではだめです。やっぱりそういう一たん勧告あったら、そういう人たちにどういう支援等を差し伸べる形をどうつくるか、これがこれから、私はその新聞記事を見て大いに反省材料として、前向きに対処していかなければならないというふうに思いました。これは、ひとつ参考にしながら、ただ計画をつくったからいいのだと、先ほどの自主防衛組織もそうです。自主防衛組織ができたから、もういいのだというのではないです。本当に自主防衛組織の根源に立って、一たん勧告あったときはどうするかというふうなものまできめ細かく対応する必要があるこれから私たち行政にはあるのではないかと考えていますので、今おっしゃったようなことについて

も十分ひとつまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。先ほど最初の質問でもちょっとお話ししましたが、出雲崎町は自立の町ということですので、非常にそういう面ではきめ細かく出雲崎町はやっておられると、弱者に対してとか、そういう末端というか、ところについても非常に目を配っていただいているという話がありますので、今の現在、最初の質問、そして今の自主防災組織も両方共通するものがあるかと思っておりますので、今後もほかの町村はなかなかできないけれども、出雲崎町はすごいなど、大したものだというふうになるようにぜひ町長さんのほうからも、町としても今後さらに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問終わります。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時41分）

第 3 号

(6 月 1 1 日)

平成22年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成22年6月11日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第 5 議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 陳情第 7号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情について
- 第 9 議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 発議第 2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について
- 第12 議員派遣の件
- 第13 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力をお願いします。

◎議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協
定の一部を変更する協定の締結について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過及び結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） 総務文教常任委員長報告。

去る6月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案4件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、6月8日午後1時から役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会しました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第34号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第35号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、

実際にこの町で育児休暇をとられた男性はいたのかなどの質問がありました。慎重審査の結果、2議案とも全員異議なく可決すべきものと決定しました。議案第36号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第40号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結についての2議案は、慎重審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第34号を採決します。

議案第34号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号を採決します。

議案第35号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号を採決します。

議案第36号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号を採決します。

議案第40号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

陳情第7号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情について

○議長（中川正弘） 日程第5、議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第39号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、陳情第7号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情について、以上議案3件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件、陳情1件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案3件、陳情1件について、その審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、翌6月8日午前9時30分から庁舎内の議員控室において、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長に出席を求め、委員全員が出席して会議を開きました。

その審査の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、毎年微増している税額に対し、基金で対応できるかどうかとの質問がありましたが、当初予算で昨年度より基金を繰り入れて増税を抑えたとの説明があり、慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定と議案第39号 出雲崎

町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、質疑なく、慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情第7号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情については、国内に350万人も感染者がおる現状の中で、その大半が血液製剤の投与、輸血、集団予防接種による針等の使い回しなど、医療行為による感染であり、国の責任において救済の必要があるとの考え方の中で、慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上、議案3件、陳情1件の社会産業常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第37号を採決します。

議案第37号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決します。

議案第38号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号を採決します。

議案第39号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第7号を採決します。

陳情第7号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第10、議案第42号 議案第22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、小林泰三議員。

○予算審査特別委員長（小林泰三） 予算審査特別委員長報告。

去る6月7日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案2件を審査するため、6月9日午前10時55分より本会議場において委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第41号 平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）については、2款2項2目賦課徴収費のインターネット公売は、今までどれぐらいの申し込みがあったのか。4款2項1目塵芥処理費の町ごみ収集箱設置事業補助金は、ごみ収集箇所が増えたのかなどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第11、発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） ただいま議題となりました発議第2号の提案理由の説明をさせていただきます。

発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてです。我が国はB型、C型肝炎感染者、患者が350万人もあり、その大半は医療行為による感染で、国の責任による医原病とされています。

平成20年1月に制定された薬害肝炎救済特別措置法の適用者は、特定血液製剤を投与して感染したことがカルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者のみです。しかし、C型肝炎患者の多くは感

染してから長い年月を経て発症するので、カルテの保存義務が5年を過ぎているため、ほとんどの患者はカルテなどの証明が難しく、薬害肝炎救済特別措置法から除外されています。

また、B型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、国の責任が確定しているにもかかわらず、具体的解決は先延ばしとなっております。

すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法が平成21年11月制定されましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなされなければ救済は進みません。肝炎対策基本法をもとに肝炎患者が必要に応じて適切な医療が受けられるよう、速やかに必要な措置を取り、国及び政府に求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第13、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第5回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時50分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 諸 橋 和 史